

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 15 年 8 月 22 日財関第 889 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
海上貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の 2 第 1 項ただし書（輸出申告又は輸入申告の時期）及び関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「令」という。）第 59 条の 3 第 1 項第 3 号（到着即時輸入申告扱い）の規定の適用を受ける海上貨物の取扱いについては、「海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 11 年 10 月 7 日付蔵関第 801 号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成 15 年 9 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知されたい。 記 1. （省略） 2. 輸入申告 (1) 予備申告 イ. （省略） ロ. 到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告は、上記イにより予備申告に係る事項の登録を行った後に、通達第 5 章第 1 節 1 - 2（輸入申告）の規定に準じて、到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告である旨の申告条件コード「U」を入力の上、送信することにより行わせるものとする。 なお、<u>到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告は、到着確認情報が登録される前に行わせるものとする。</u>	海上貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の 2 第 1 項ただし書（輸出申告又は輸入申告の時期）及び関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「令」という。）第 59 条の 3 第 1 項第 3 号（到着即時輸入申告扱い）の規定の適用を受ける海上貨物の取扱いについては、「海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 11 年 10 月 7 日付蔵関第 801 号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成 15 年 9 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知されたい。 記 1. （同左） 2. 輸入申告 (1) 予備申告 イ. （同左） ロ. 到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告は、上記イにより予備申告に係る事項の登録を行った後に、通達第 5 章第 1 節 1 - 2（輸入申告）の規定に準じて、到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告である旨の申告条件コード「U」を入力の上、送信することにより行わせるものとする。 なお、<u>到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告及び積荷目録の提出時期は、以下のとおりとする。</u> <u>(イ) 到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告は、通達第 1 章第 3 節 3 - 1（積荷目録の提出）の規定による積荷目録が提出される前に行わせるものとする。</u> <u>(ロ) 到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る積荷目録の提出は、海上システムに登録された入港予定日時後（入港予定年月日と積荷目録の提出日とが同一の日である場合には、船舶運航情報の入港予定日時</u>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 15 年 8 月 22 日財関第 889 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(2) 本申告 イ . 上記(1)に定めるところにより予備申告が行われている場合には、到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る輸入申告は、当該貨物を積載した船舶に係る到着確認情報の登録を行うことにより自動的に行われる。 なお、税関の執務時間外に到着確認情報の登録が行われた場合には、臨時開庁の承認を受けている場合を除き、税関の翌開庁時に自動的に輸入申告が行われるので留意する。 ロ . 次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する場合には、貨物が保税地域に搬入され、通達第 2 章第 4 節 4 - 1 (1) (輸入貨物の搬入手続) の規定による搬入確認が行われた時に自動的に輸入申告が行われる（予備申告申告条件コード：Z と同様の取扱いとなる。）ので留意する。 (イ) 到着確認情報の登録が行われずに船卸確認登録の業務が行われた場合 (ロ) 予備申告に係る審査区分が書類審査扱い（区分 2）となった場合で、到着確認情報の登録が行われる前に審査終了入力が行われない場合 (ハ) 予備申告に係る審査区分が検査扱い（区分 3）の場合 ハ . なお、上記ロ(ロ)の場合における到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る輸入申告は、積荷に関する事項（以下、「積荷目録」という。）の報告以後に審査終了入力が行われており、到着確認情報の登録後かつ保税地域への搬入前であれば、通関業者等が申告条件コード「H」を入力の上、送信することにより行われる。 (3) （省略） 3 . 卸コンテナリストの提出 (1) （省略） (2) 卸コンテナリストの提出 イ . 上記(1)に定めるところにより卸コンテナ情報の登録が行われた場合には、卸コンテナリストの提出は、到着即時輸入申告扱い対象貨	後）に行わせるものとする。 (2) 本申告 イ . 上記(1)に定めるところにより予備申告が行われている場合には、到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る輸入申告は、当該貨物を積載した船舶の入港予定日時後、かつ、当該貨物の保税地域への搬入前に積荷目録が提出された時に自動的に行われる。 なお、税関の執務時間外に積荷目録の提出が行われた場合には、臨時開庁の承認を受けている場合を除き、税関の翌開庁時に自動的に輸入申告が行われるので留意する。 ロ . 次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する場合には、貨物が保税地域に搬入され、通達第 2 章第 4 節 4 - 1 (1) (輸入貨物の搬入手続) の規定による搬入確認が行われた時に自動的に輸入申告が行われる（予備申告申告条件コード：Z と同様の取扱いとなる。）ので留意する。 (イ) 積荷目録の提出が入港予定日時以前に行われた場合 (ロ) 予備申告に係る審査区分が書類審査扱い（区分 2）となった場合で、積荷目録の提出前に審査終了入力が行われない場合 (ハ) 予備申告に係る審査区分が検査扱い（区分 3）の場合 ハ . なお、上記ロ(イ)又は(ロ)の場合における到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る輸入申告は、積荷目録の提出以後に審査終了入力が行われており、入港予定日時後かつ保税地域への搬入前であれば、通関業者等が申告条件コード「H」を入力の上、送信することにより行われる。 (3) （同左） 3 . 卸コンテナリストの提出 (1) （同左） (2) 卸コンテナリストの提出 イ . 上記(1)に定めるところにより卸コンテナ情報の登録が行われた場合には、卸コンテナリストの提出は、到着即時輸入申告扱い対象貨

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 15 年 8 月 22 日財関第 889 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
物である卸コンテナを積載した船舶に係る到着確認情報の登録が行われ、卸コンテナ情報の内容と積荷目録の内容が一致した場合にシステムにより自動的に行われる。 なお、税関の執務時間外に到着確認情報の登録が行われた場合には、臨時開庁の承認を受けている場合を除き、税関の翌開庁時に自動的に卸コンテナリストの提出が行われるので留意する。 ロ．次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合の卸コンテナリストの提出は、到着即時輸入申告扱い対象貨物である卸コンテナを積載した船舶の入港後、かつ、当該コンテナの保税地域への搬入前に、卸コンテナリストの提出を行う者が卸コンテナ情報登録（事項登録）業務及び卸コンテナ情報登録（提出）業務において卸コンテナ情報及び申告条件コード「Ｔ」を入力の上、送信することにより行わせるものとする。 (イ) <u>到着確認情報の登録</u>がされた後に卸コンテナリストを提出する場合 (ロ) （省略） ハ．（省略）	物である卸コンテナを積載した船舶の入港後、かつ、当該卸コンテナの保税地域への搬入前に積荷目録の提出が行われ、卸コンテナ情報の内容と積荷目録の内容が一致した場合にシステムにより自動的に行われる。 なお、税関の執務時間外に積荷目録の提出が行われた場合には、臨時開庁の承認を受けている場合を除き、税関の翌開庁時に自動的に卸コンテナリストの提出が行われるので留意する。 ロ．次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合の卸コンテナリストの提出は、到着即時輸入申告扱い対象貨物である卸コンテナを積載した船舶の入港後、かつ、当該コンテナの保税地域への搬入前に、卸コンテナリストの提出を行う者が卸コンテナ情報登録（事項登録）業務及び卸コンテナ情報登録（提出）業務において卸コンテナ情報及び申告条件コード「Ｔ」を入力の上、送信することにより行わせるものとする。 (イ) <u>積荷目録の提出</u>がされた後に卸コンテナリストを提出する場合 (ロ) （同左） ハ．（同左）